

事務連絡  
令和5年9月27日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 狂犬病予防業務主幹部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部感染症対策課

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた対応について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）においては、我が国における全ての法令の中で、7項目のアナログ規制等に該当するアナログ行為を求める場合があると解される条項に係る規制の見直しを実施することとされたところです。

これをふまえ、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第8条第1項で規定される、けい留されていない犬の薬殺を行う際の「薬殺区域等の掲示義務」に関して、以下のとおり整理したのでお知らせします。

つきましては、関係機関等（都道府県にあつては管内の市町村を含む。）へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮をお願いします。

#### 記

狂犬病予防法施行令第8条第1項においては、けい留されていない犬を薬殺する場合、薬殺する旨の周知のために講じなければならない措置が規定されている。これに加え、インターネット等による周知についても効果的な方法と考えられることから、同項各号に掲げる措置と併せてその実施に努めること。

(参考)

- ・デジタル臨時行政調査会（デジタル庁ホームページ）

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research>